**平成２６年（フ）第２号**
鹿児島県阿久根市西目5820番地聖園老人ホーム、前住所鹿児島県薩摩川内市平佐町3006番地５コーポはしい202号
債務者　田島　勝彦
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２６年（フ）第１号**
福島県いわき市平上荒川57―１、住民票上の住所埼玉県越谷市大成町２丁目161番地１　スタイルガーデン203号、申立時の住所長野県須坂市大字小山2462番地の６
債務者　北澤　君夫
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　長野地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第２号**
埼玉県越谷市大成町２丁目161番地１　スタイルガーデン203号、申立時の住所長野県須坂市大字小山2462番地の６
債務者　北澤由美子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　長野地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第１３６９号**
京都市伏見区深草フチ町56番地１　ハウスアルファー207
債務者　吉永　拓未
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第４号**
兵庫県豊岡市城南町11番７号
債務者　松本　良経
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２６年（フ）第３号**
徳島県小松島市金磯町12番36―６号
債務者　片岡　竜也
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　徳島地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第４号**
徳島県小松島市金磯町12番36―６号、旧住所徳島市大原町余慶72番地の13
債務者　片岡　祥子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで　徳島地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第６９４号**
千葉県流山市西初石５丁目176番地の７
債務者　町田　良枝
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２５年（フ）第７０４号**
千葉県野田市山崎2117番地の６
債務者　渡辺　みよ
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２５年（フ）第７０５号**
千葉県野田市山崎2117番地の６
債務者　渡辺　照雄
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２６年（フ）第５号**
千葉県鎌ケ谷市佐津間1378番地１
債務者　石田　光男
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２６年（フ）第６号**
千葉県鎌ケ谷市佐津間1378番地１
債務者　石田　孝子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２６年（フ）第２２号**
千葉県柏市東上町３番16号　松風荘103号
債務者　古石　　誠
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２６年（フ）第１号**
兵庫県淡路市育波39番地２
債務者　奥井るり子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２６年（フ）第４号**
兵庫県淡路市黒谷607番地
債務者　竹内　祥高
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２５年（フ）第４３２号**
和歌山市鷺ノ森明神丁５番地　パークピア鷺の森307
債務者　コーヒーラウンジ　エリートこと　北川　美江
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第４５１号**
和歌山県紀の川市桃山町調月689番地１
債務者　神谷有樹子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第４５６号**
和歌山市和歌浦西１丁目４番51号　セジュール雑賀106号
債務者　亀﨑　敏行
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係